

物品買入仕様書

1 案件名称 遊離残留塩素用試薬買入

2 品名・数量

項番	品名	形状・寸法等	数量
1	遊離残留塩素 用試薬	・型式：DPD-F-1（笠原理化工業株式会社） ・100回分	1袋

3 納入期限 令和7年3月10日（月曜日）

4 納入場所 大阪市計量検査所
大阪市港区田中3丁目1番126号 八幡屋センタービル1階

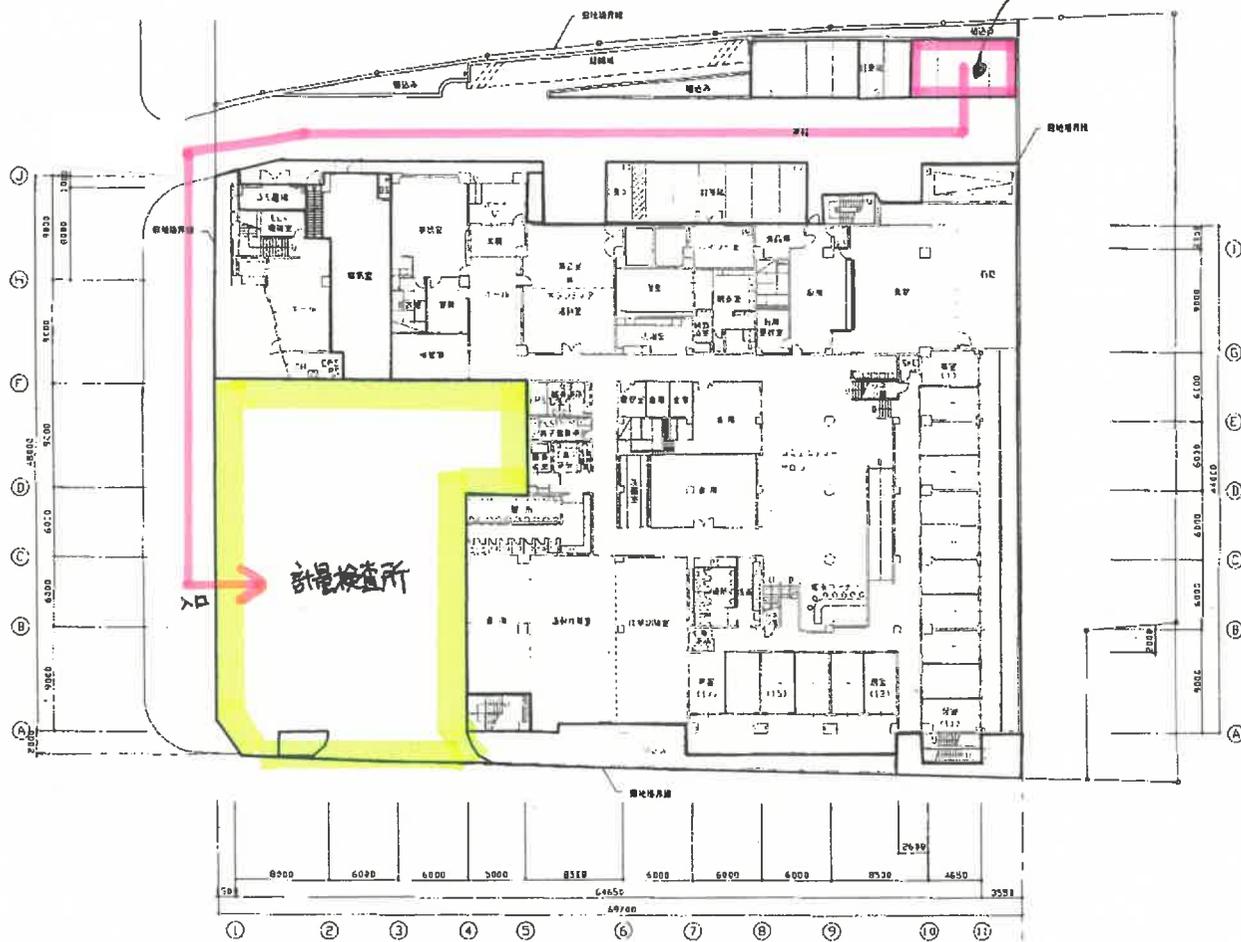
5 特記事項

- （1）新品未使用のものを納入すること。納入後、1年以内に不良品であることが判明した場合には、速やかに代替品と交換すること。なお、交換に係る費用は受注者の負担とする。
- （2）納入にかかるすべての費用は契約金額に含めること。
- （3）納入については事前に本市担当者と十分に打ち合わせを行い、土日祝日を除く平日の9時から17時の間に行うこと。また、納入の際には大阪市グリーン配送実施要綱の規定に従うこと。
- （4）納入時における搬入用車両については、施設内の駐車場を無償で利用することができる。駐車場からの動線は別図のとおり。
- （5）納入については、発注者が指定する場所への運搬・搬入を行うこと。
- （6）納入にあたって諸物品もしくは建造物等に破損、紛失など損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
- （7）見積にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ見積するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当局の解釈によるものとする。

6 本市担当

大阪市経済戦略局産業振興部計量検査所

計量検査所施設内駐車場(4台分)



— 動線

1階平面図

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965